最終更新日:2015年11月5日
株式会社フジックス
取締役社長　藤井　一郎
問合せ先:管理部総務課　075-463-8111
証券コード:3600
http://www.fjx.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、企業規模に見合った効率的な管理体制のもとで、
1.適正かつ迅速な情報把握と経営の意思決定を行うこと
2.株主、投資家を始め、顧客、取引先、地域社会及び従業員を含むすべてのステークホルダーの信頼の維持・向上をはかること
が重要と考えております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社FJ興産	793,000	10.80
藤井多鶴子	577,000	7.86
小原京子	410,000	5.59
森本町子	342,000	4.66
鈴木直子	342,000	4.66
藤井一郎	220,000	3.00
藤井太郎	214,000	2.92
株式会社三井住友銀行	184,800	2.52
フジックス社員持株会	178,142	2.43
藤井眞津子	172,000	2.34

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	繊維製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

---

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	6 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
山田　善紀	公認会計士								○			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山田　善紀	○	山田善紀氏は当社と顧問契約を締結しております税理士法人川嶋総合会計の代表社員に就任しておりますが、その年間契約料は僅少であります。	公認会計士としての専門知識、経験等を当社のコーポレートガバナンスの強化に活かせると判断し選任いたしました。また、一般株主との利益相反の生じるおそれが、現在及び将来においても無いと判断していることから独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している

定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、会社法、金融商品取引法等で定められた監査役監査、会計監査に加え、内部監査を含めた三様監査体制を取り、各々が相互連携の下に企業統治の充実を図っております。
内部監査室は、内部統制の目的をより効果的に達成するために、内部統制の基本的要素の一つであるモニタリングの一環として、内部統制の整備及び運用状況を検討、評価し、必要に応じて、内部統制委員会等に対してその改善を促す職務を遂行しております。
また、監査役会は、取締役の職務の執行に対する監査の一環として、独立した立場から、内部統制の整備及び運用状況を監視、検証するために、内部監査結果等について内部監査室より月次報告の提出を受け、意見交換を行うことにより相互連携を図り、監査機能の強化に努めております。
さらに、監査役会及び内部監査室は、会計監査人と信頼関係を基礎としながら、会計監査と密接に連携を保っております。監査役会と会計監査人は、四半期ごとに意見交換を行い、取締役の業務執行の適法性、妥当性等について意見交換を行っており、内部監査室長も必要に応じて同席しております。
特に常勤監査役は会計監査時に必要に応じて監査に同席し意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
中野雄介	公認会計士													
吉田　薫	弁護士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中野雄介	○	―――	監査役としての人格、識見に優れ、かつ公認会計士として会計及び税務に関する専門的知識を有し、また、一般株主との利益相反の生じるおそれが、現在及び将来においても無いと判断していることから選任しております。
吉田　薫	○	―――	監査役としての人格、識見に優れ、かつ弁護士として企業法務及びコンプライアンスに関する専門的知識を有し、また、一般株主との利益相反の生じるおそれが、現在及び将来においても無いと判断していることから選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員全てを独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

当社は、情報開示の充実と説明責任を果たすことが規律付けに重要な役割を果たすものと考えております。ストックオプションに代表されるインセンティブ報酬制度については、必ずしも業績の向上につながるものとは言えないことから、取締役報酬で考慮すべきものと考えております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役に支払った報酬の総額38百万円（支給人員4名）
＊使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない
＊役員退職慰労引当金の増額分12百万円を含む
＊取締役の報酬限度額は年額1億2,000万円以内（平成3年3月14日開催の第41期定時株主総会決議による）

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役への情報伝達体制は、当社グループウエアにより各種情報が適時伝達されるシステムを構築しております。また、このシステムにより、取締役会での重要案件についての資料等を事前に配布可能な状態にしております。また、社外監査役については、常勤監査役を通じて監査業務に必要な情報を適時に伝達し、取締役会、監査役会の日程についても相当程度前に通知し出席の便宜を図っております。
報酬水準は、役員報酬規程に基づき、世間水準及び従業員給与とのバランスを考慮して、社外取締役は取締役会で、社外監査役は監査役会においてそれぞれ決定しております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

業務執行の意思決定につきましては、法令等で定められた株主総会決議事項である会社の基本的重要事項を除き、株主より経営を委任された取締役全員（5名　内社外1名　全て男性）で構成される取締役会が業務執行の意思決定を行っております。取締役会と同日に経営会議（役員及び経営幹部が出席）を開催することで、最新の情報や課題を踏まえて迅速な意思決定が行えるよう努めております。取締役会は、原則として月2回開くこととしておりますが、必要がある場合には臨時取締役会を開くこととしております。平成27年3月期には取締役会を25回開催しております。
業務執行の監督につきましては、取締役会が、取締役会の意思決定に従って代表取締役をはじめ各取締役が業務執行を含めて広く職務執行を公正妥当に行っているかどうかを監督しております。この取締役会の監督権限は、単に職務執行の適法性だけでなく、その妥当性にも及ぶものであります。
監査につきましては、取締役会による取締役の職務執行の監督を補うために、監査役全員（3名　内社外2名　全て男性）で構成される監査役会が客観的な立場から、取締役の職務執行の監査を行っております。平成27年3月期には監査役会を7回開催しております。また、年に3回程度監査役会に代表取締役を招聘し、監査環境整備や経営課題、対処すべき課題等について意見交換を行っております。
また、内部監査機能を担う社長直轄の内部監査室を設置し、日常業務の適正性や効率性、あるいは社長の特命事項について業務監査を実施しております。
会計監査につきましては、三優監査法人と監査契約を締結しており、その監査報告に基づき、監査役会がその相当性を判断しております。なお、監査役会と会計監査人は、四半期ごとに意見交換を実施し、業務執行の適法性、妥当性等について適宜検証を行っております。

なお、弁護士事務所、税理士事務所と顧問契約を締結しており、適法性についてのアドバイスを受けております。
その他に、企業統治の体制として、取締役及び使用人の職務執行が適正に行われるよう「フジックスグループ企業行動規範」を制定し、これを企業行動の原点としております。また、四半期ごとに取締役及び使用人の全てが、「コンプライアンスチェックリスト」により、法令、定款及び諸規程に違反していないかについての自己チェックを行うことを義務付けております。
なお、情報管理体制につきましては、文書取扱規程及び情報システム管理規程に基づき管理し、文書保存規程に従い整理・保存しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の取締役5名の内1名が社外取締役であります。また、監査役3名の内2名が社外監査役であり、いずれも高い独立性を有している事から独立役員として指定しております。社外取締役及び社外監査役は月2回の締役会及び経営会議に出席し、取締役の業務執行及び法令遵守等経営監視機能を確保しております。従って、経営監視体制は現状の体制においても十分に機能していると判断しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	株主の利便性向上及び議案考慮期間確保の為、株主総会招集通知を発送日より前に自社ホームページに掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	http://www.fjx.co.jp　決算短信、有価証券報告書、適時開示資料、株主総会招集通知、決議通知、議決権行使結果、事業報告書（株主の皆様へ）の掲載	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	フジックスグループ企業行動規範に「1.社会への貢献　お客様にとって価値ある製品やサービスを提供し、株主、投資家、取引先、従業員、地域社会など全てのステークホルダー（利害関係者）に対し、長期安定的な貢献に努めます」と記し、役職員を始めとして全従業員に周知徹底させております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境マネジメントシステム（ISO14001）を認証取得し、各事業所ごとに毎期目標を定めて、環境負荷低減の活動を行っております。具体的な取り組みとしては、電気使用量、ゴミの削減やリサイクルの徹底、さらに製造工程で発生する産業廃棄物についても可能な限り減量するよう努力しております。 会社近隣の小学校の社会科見学に自社施設を提供し、当社製品に関する基礎知識などの講習を行っています。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムにつきましては、代表取締役を委員長とする内部統制委員会を適宜開催し、財務報告に係る内部統制報告書制度に適正に対応するため、内部統制の整備、運用、評価を行うとともに、必要に応じて改善、是正処置を講じることとしております。
当社は、内部統制システムを以下の通り整備しております。以下、平成27年７月10日現在における「内部統制システムに関する基本方針」を記載致します。（当社の内部統制システムの基本方針は平成18年５月１日開催の取締役会で決定され、直近では平成27年５月13日に一部改訂いたしました。）

1．当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1) 当社は、社是（誠実）並びに経営の基本方針に則った「行動規範」を制定し、代表取締役がその精神を役職者をはじめグループ会社全使用人に継続的に伝達することにより、法令遵守と社会倫理の遵守を企業活動の原点とすることを徹底する。
(2) 代表取締役は、管理部担当取締役を当社及び当社の子会社（以下「当社グループ」という）のコンプライアンス全体に関する総括責任者として任命し、コンプライアンス規程の適切な運用により、コンプライアンス体制の構築、維持・整備にあたる。
(3) 監査役及び内部監査室は連携し、当社グループのコンプライアンス体制の調査、法令並びに定款上の問題の有無を調査し、取締役会に報告する。取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。
(4) 当社は、当社グループの使用人等が法令もしくは定款上疑義のある行為等を認知し、それを告発しても、当該使用人等に不利益な扱いを行わない旨等を規定する「内部通報者保護規程」を適切に運用する。
(5) 社会秩序や健全な企業活動を脅かす反社会的勢力に対しては、所轄官庁及び関連団体と協力し、その排除に努めるとともに毅然とした態度で臨み、取引関係等一切の関係を持たない。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
(1) 代表取締役は、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理についての総括責任者に管理部担当取締役を任命する。
(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理は、「文書取扱規程」及び「情報システム管理規程」に定め、これに従い当該情報を文書又は電磁的媒体に記録し、「文書保存規程」に基づき整理・保存する。
(3) 監査役は、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理について、関連諸規程に準拠して実施されているかについて監査し、必要に応じて取締役会に報告する。
(4)「文書取扱規程」及び「情報システム管理規程」並びに「文書保存規程」他関連規程は、必要に応じて適時見直し改善を図るものとする。

3．当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1) 代表取締役は、管理部担当取締役を当社グループのリスク管理に関する総括責任者に任命し、「リスク管理規程」及びその他のリスク関連規程を適切に運用し、リスク管理体制の構築、維持・整備に努める。
(2) 当社グループのリスクを総括的に管理する部門は管理部とし、各部門及び子会社においてそれぞれのリスク管理体制を確立する。
(3) 事件、事故など不測の事態が発生した場合には、必要に応じて緊急事態対策室を設置し、緊急事態への対応体制をとるものとする。
(4) 監査役及び内部監査室は各部門及び子会社のリスク管理状況を監査し、その結果を取締役会に報告する。また、取締役会は定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

4．当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための
体制
(1) 代表取締役は、管理部担当取締役を取締役の職務の効率性に関しての総括責任者に任命し、グループ中期経営計画及びグループ年次経営計画に基づいた各部門の目標に対し、職務執行が効率的に行われるよう監督する。
(2) 各部門担当取締役は、グループ経営計画に基づいた各部門及び所管する子会社が実施すべき具体的な施策及び効率的な業務遂行体制を決定する。
(3) 総括責任者は、施策等の遂行状況を各部門担当取締役及び子会社取締役等に、取締役会及び経営会議において定期的に報告させ、施策及び効率的な業務遂行体制を阻害する要因の分析とその改善を図っていく。

5．当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1)「関係会社管理規程」に基づき、当社及び関係会社の管理は管理部担当取締役が統括する。管理部担当取締役は、円滑な情報交換とグループ活動を促進するため、定期的に関係会社連絡会議を開催する。
(2) 関係会社の所轄業務についてはその自主性を尊重しつつ、グループ経営計画に基づいた施策と効率的な業務遂行、「行動規範」に則ったコンプライアンス体制の構築、リスク管理体制の確立を図るため、関係会社業務担当取締役が統括管理する。
(3) 関係会社業務担当取締役は、関係会社の管理の進捗状況を定期的に取締役会及び経営会議において報告する。
(4) 監査役と内部監査室は、定期または臨時にグループ管理体制を監査し、取締役会及び関係会社連絡会議に報告する。
(5) 取締役会及び関係会社連絡会議は、グループ管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努めるものとする。

6．監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項
(1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、内部監査室員を監査役を補助すべき使用人として指名することができる。
(2) 監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に移譲され、取締役の指揮命令は受けないことを社内規程に明記し周知する。
(3) 監査役が指定する補助すべき期間中の指名された使用人の人事考課は、監査役の同意事項とする。

7．当社及び当社子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1) 当社グループの取締役及び使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合の他、取締役会に付議する重要な事項と重要な決定事項、経営会議その他重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、重要な月次報告、その他必要な重要事項を、法令及び「監査役会規則」並びに「監査役監査規程」等社内規程に基づき監査役に報告する。
(2) 監査役は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会、経営会議及び関係会社連絡会議等重要会議に出席し、当社グループの取締役及び使用人に報告及び説明を求める。
(3) 監査役は、稟議書類等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、当社グループの取締役及び使用人に説明を求める。
(4) 監査役は、「内部通報者保護規程」に基づき、通報の事実の報告を受ける。
(5) 監査役は、「監査役会規則」及び「監査役監査規程」に基づく独立性と権限により、監査の実効性を確保するとともに、内部監査室及び会計監査人と緊密な連携を保ちながら自らの監査成果の達成を図る。

(6) 監査役が、職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還を請求したときは、監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。また、当社は、監査役の職務の執行について生じる費用を支弁するため、毎事業年度一定額の予算を設ける。

8. 財務報告の信頼性を確保するための体制
(1) 取締役会は、金融商品取引法が求める財務報告に係る内部統制評価制度に適正に対応するため、「内部統制の整備及び運用に係る基本方針」を決定する。
(2) 代表取締役を委員長とする内部統制委員会は、基本方針及び「内部統制規程」に基づき、内部統制の整備、運用、評価を行うとともに、必要に応じて改善、是正処置を講じる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループ企業行動規範には下記のとおり規定しております。
「4.公正で信頼第一の企業活動　企業活動にあたり、自由・公正な市場競争に基づく適正な取引に努めるとともに、社会秩序や健全な企業活動に悪影響を与える個人・団体には一切関りません。」
以上の規定に基づき、当社は社会秩序や健全な企業活動を脅かす反社会的勢力に対しては、所轄官庁及び関連団体と協力し、その排除に努めると共に毅然とした態度で臨み、取引関係等一切の関係を持たないことを基本的な考え方としております。
また、上記規定を含む企業行動規範を役職者を始め全社員に周知徹底させるとともに、四半期ごとに全社員を対象にコンプライアンスチェックリストによる自己確認を実施しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、以下のとおりです。

1.決定事実について
決定事実については、毎月2回開催する取締役会に上程し決議する他、必要に応じて臨時取締役会を開催し迅速な決定を行っております。
開示決定にあたっては、諸法令並びに貴取引所の『適時開示規則』に従い、情報開示担当部門である管理部門(情報取扱責任者は管理部長)と当該部門で開示の要否を協議しますが、必要に応じて監査役会並びに内部監査室、及び会計監査人並びに弁護士等と協議し、正確かつ公正な会社情報の開示に努めております。
開示決定後は、財務担当者が早急に貴取引所(開示情報により臨時報告書を金融庁に提出)に開示し、併せて総務担当者が日刊紙等報道各社への通知、さらに当社ホームページの開示情報サイトへの掲載を行い、より広く、迅速に開示するよう努めております。

2.発生事実について
社内各部門で発生した重要事案(災害、事故等)は部門長並びに所属長、子会社においては総括管理責任者から管理部長へ報告、集約されます。(休業日等営業時間外に発生した事案は緊急連絡システムを利用) 管理部長は、管理部門及び当該部門と事実確認を行った後、経営層と協議の上、諸法令並びに貴取引所の規則に従い、開示の要否を決定します。開示決定後は、情報開示担当部門である管理部門が開示文書を作成し、正確性、公正性を検証、確認した上、早急に貴取引所に開示します。併せて、日刊紙等報道各社への通知、さらに当社ホームページの開示情報サイトへの掲載を行い、より広く、迅速に開示するよう努めております。

3.決算情報について
決算情報は、決算月の翌月に財務担当者が決算書類を作成、会計監査人の監査を受けた後、決算に関する取締役会において承認し、開示文書の正確性を検証、確認した上、財務担当者が貴取引所に開示します。併せて、総務担当者が日刊紙等報道各社へ通知すると共に、当社ホームページの開示情報サイトに掲載し、より広く、迅速に開示するよう努めております。

4.内部情報の管理について
当社は平成6年に貴取引所への上場と同時に、内部情報の管理と会社関係者の株式等の取引に関する社内規程である『インサイダー取引防止規程』を制定し、当社と当社グループの取締役及び全従業員に同規程の遵守を徹底させ、上記の会社情報の適時開示に係る社内体制の構築、維持に努めております。

コーポレートガバナンスの体制（模式図）

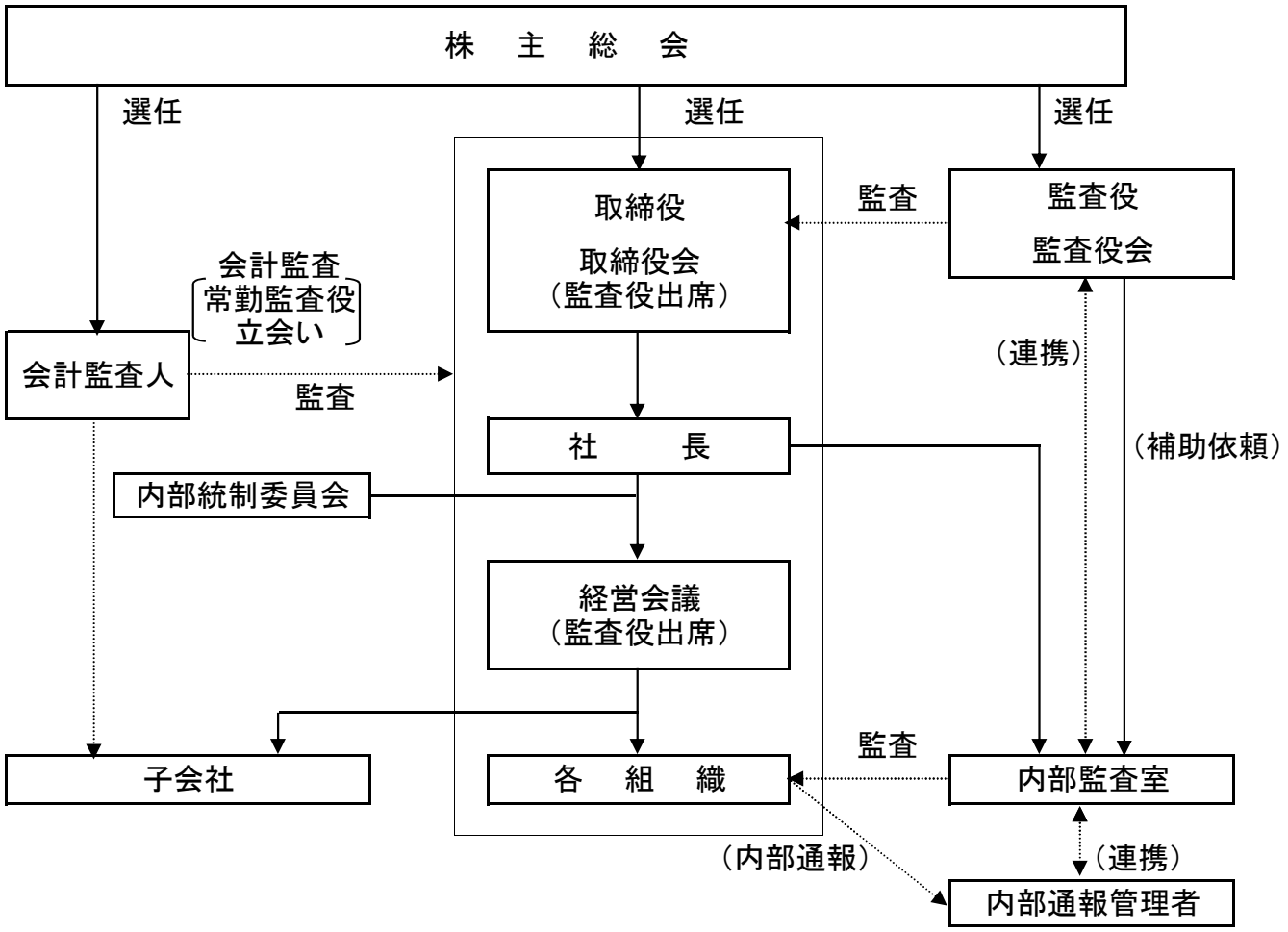

適時開示体制の概要（模式図）

